

全ての座席でシートベルト!

警察庁と日本自動車連盟（JAF）による、シートベルトの着用状況調査結果が発表されました。宮城県の着用状況は

※警察庁広報（R6.2.16）

一般道路 運転者 99.4% 助手席 98.0% **後部座席 33.4%**

高速道路 運転者 100% 助手席 100% 後部座席 78.0%

一般道路における、後部座席のシートベルト着用率は、

全国平均：43.7% 宮城県：33.4%

宮城県は、全国平均を下回っており、**全国ワースト4位**です。

※昨年はワースト5位で、昨年より悪化しています。

シートベルトは、交通事故に遭った場合の被害を大幅に軽減するとともに、正しい運転姿勢を保たせることにより疲労を軽減できる効果もあります

- ① 車内で全身を強打する可能性があります
交通事故の衝撃で、すさまじい力で前席や天井、ドアなどにたたきつけられます。
時速60キロで壁等に衝突した場合、高さ14メートルのビルから落ちたのと同じ衝撃があります。
- ② 車外に放り出される可能性があります
衝突の勢いが激しい場合、後部席から車外に放り出されることがあります。車外に放り出されると、堅いアスファルトにたたきつけられたり、後続車両に轢かれるおそれがあります。
- ③ 前席の人が被害を受ける可能性があります
衝突の勢いで、後部席の人が前方に投げ出され、前席の人に激しくぶつかるなど、前席の人にも大きな危険を生じさせるおそれがあります。



令和5年中

運転者がシートベルト未使用で死亡した事故が10件

危ない!!!

致死率の違い^{※1}
高速道路：約19.8倍
一般道路：約3.2倍
(平成28年～令和2年合計)

後部座席での
シートベルトの着用は
全ての道路で義務です!

車外に
放出

車内で
全身強打

前席の人が
被害

後部座席も必ず シートベルトを!!

^{※1} 致死率…死傷者数に占める死者数の割合
^{※2} シートベルト着用の除外規定…道路交通法第71条の3第2項、道路交通法施行令第26条の3の2第2項

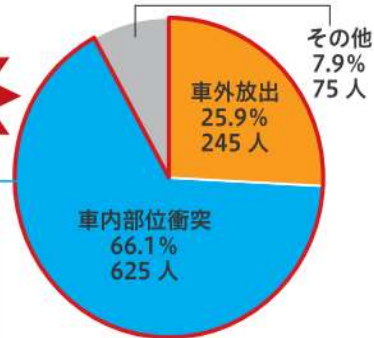
警察庁・都道府県警察



後部座席でシートベルトをしていないとどうなる？

9割以上が
車外放出・
車内部位衝突！

フロントガラス・
計器盤まわり、
ドア・窓ガラス、
柱、天井、
座席、その他



人身加害部位別自動車後部座席同乗者シートベルト非着用死者数・構成率 (平成23年～令和2年合計)

1 車内で全身を強打する可能性

交通事故の衝撃で、あなたはすさまじい力で前席や天井、ドア等にたたきつけられることとなります。仮に、時速60kmで進んでいる車が壁等に衝突した場合、高さ14mのビルから落ちるのと同じ衝撃を受けます。



2 車外に放り出される可能性

衝突の勢いが激しい場合、後席から車外に放り出されることがあります。車外に放り出されると、堅いアスファルトに体をぶつけたり、後続車両にひかれたりすることで、最悪の場合は命を落としてしまいます。



3 前席の人が被害を受ける可能性

衝突の勢いで後席の人が前方に投げ出されると、前席の人はシートとエアバッグで挟まれ、頭に大けがをすることなどにより、命を奪われることもあります。後席の人がきちんとシートベルトを着用することは、前席の人の命を守ることもつながっています。



交通事故にあった場合の致死率の違い

後部座席シートベルト非着用時の致死率（死傷者数に占める死者数の割合）は、右のグラフのように

高速道路で、着用時の約19.8倍
一般道路で、着用時の約3.2倍
も高くなっています。



※平成28年～令和2年合計



POINT!
着用するだけで致死率が大きく違う

損害賠償等の場面で不利益となることも！

<事例>

被告が加害車両のハンドル操作を誤り、加害車両を縁石等に衝突させて転覆させ、同乗者（原告）が傷害を負った事故につき、被告の指示により原告がシートベルトを外していたとはいえ、シートベルトの着用は同乗者が自らの判断で行うべきものであり、シートベルト不着用が損害発生または拡大に寄与していたとして、10%の過失相殺が認められた。（大阪地裁平成22.11.1 交民集43巻6号1401頁）



POINT!
シートベルトをしていなかったことが過失とされることも